

## 令和8年度坂戸市高齢者移送支援サービス事業に係る実施事業者募集要領

坂戸市高齢者移送支援サービス事業について、御協力いただけるタクシー事業者等（以下「事業者」という）を、次のとおり募集します。

### 1 事業目的

常時ねたきりの状態又は車いすを利用している高齢者等で、家族等による移送又は一般的な交通機関の利用が困難な者に対して、移送用車両により利用者の居宅と介護老人福祉施設等との間を送迎する移送サービスを実施することにより、高齢者が住み慣れた地域社会の中で引き続き生活していくことを支援し、もって高齢者の保健福祉の向上を図ります。

### 2 事業内容

#### （1）事業の対象者（利用者）

坂戸市内に住所を有し、介護保険の要介護認定において要介護1から要介護5に認定された65歳以上の者で、家族等による移送及び一般的な交通機関の利用が困難な者

#### （2）事業内容

##### ①移送業務

- ア 自宅と介護福祉施設等との間を送迎すること。
- イ 送迎先での乗降を補助すること。
- ウ 送迎先で必要に応じて待機すること。
- エ 必要に応じて、利用者に車いす等を貸し出すこと。

##### ②ヘルパー同行業務

送迎において介護が必要な利用者が希望した場合には、介護ヘルパー（ホームヘルパー2級又は介護職員初任者研修修了者以上）を同行すること。

※事業所の事情により、ヘルパー同行業務への対応が困難な場合は、書面（任意書式）により届出することとし、その内容については、利用者へ周知する。

#### （3）利用限度

事業は、30分を1単位とし、利用者1人につき月6単位（合計180分）を限度とする。なお、利用限度を超えた分の料金及び有料道路料金等は利用者負担とする。

#### （4）移送の範囲

利用者の居宅を訪問し、専用の移送用車両をもって当該利用者を次の①から③に記載した範囲内において移送する。なお、専用車は、車いすに乗ったまま乗降できる車両及び寝台に寝たまま乗降できる移送用車両を使用することとする。

- ① 病院、診療所又は介護療養型医療施設の通院又は入退院
- ② 介護老人福祉施設又は介護老人保健施設若しくは介護医療院への入退所
- ③ 冠婚葬祭等の行事の参加

#### （5）実施方法

- ① 利用者から連絡を受けた移送事業者は、利用者と日程の調整をし、移送サービスを提供する。
- ② 移送サービスを提供する際には、利用者から「坂戸市高齢者移送支援サービス利用者証」の提示を受け、事業対象者であることを確認する。また、利用者から、サービスに

係る費用の1割分を利用料として徴収する。

③市は、毎月初め移送支援サービス登録者名簿を移送事業者に交付する。契約途中において、新たな登録者が発生した場合は、市は移送事業者に都度通知する。

また、登録者の死亡、転出、転居等に伴う異動についても同様とする。

### 3 事業者登録について

#### (1) 事業者登録要件

① 市内に事業所を有する事業者であること

② 車椅子のまま乗降でき、且つ寝台を乗降させることのできるタクシーを所有していること

③道路運送法に規定する一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けた事業者であること

#### (2) 提出書類（次の①から④は必須書類となります。⑤は該当する場合のみ提出してください。）

① 坂戸市高齢者移送支援サービス事業登録申請書

② 関東運輸局長発行の許可書（写）

③ 関東運輸局発行の運賃及び料金に関する認可書（写）

④ 使用するタクシーの全景写真

⑤ 任意書式による届出（ヘルパー同行業務が困難な場合）

#### (3) 提出先

坂戸市役所 福祉部 高齢者福祉課 高齢者福祉係

#### (4) 申請後の流れ

審査の上、坂戸市福祉部高齢者福祉課から、事業者登録をした場合、その旨を通知します。なお、事業者登録の際に申請いただいた所在地、社名、配車予約の連絡先等はホームページにて公開させていただきます。

#### (5) 実績報告及び委託料の請求

毎月月末締めで別途定める事項を記載した実績報告書をとりまとめ、翌月10日

（10日が祝休日の場合は、その後の平日）までに市に提出していただきます。併せて同時に請求書も提出していただきます。

### 4 事業実施期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日

### 5 募集対象事業者

上記事業内容を実施することが可能な一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けたタクシ一事業者等とします。

### 6 契約方式

複数業者との単価契約に基づく業務委託

### 7 スケジュール

#### (1) エントリー受付（募集期間）

令和8年2月2日（月）8時30分～2月19日（木）17時15分

- (2) エントリー登録者への仕様書の配布日時  
ア 日 時 令和8年3月2日（月）  
イ 場 所 対象事業者へ郵送（簡易書留）にて送付
- (3) 見積提出  
ア 日 時 令和8年3月19日（木）（必着）  
イ 送付先 坂戸市役所 高齢者福祉課高齢者福祉係
- (4) 開 封 日  
令和8年3月23日（月）
- (5) 契約締結日  
令和8年4月1日（水）

## 8 応募条件等

※エントリー募集は毎年行うこととし、単年度契約とします。